

## 第十期東京都障害者施策推進協議会の審議事項について（案）

東京都は、第九期東京都障害者施策推進協議会の提言を踏まえ、令和3年6月、障害者基本法に基づく東京都障害者計画、障害者総合支援法に基づく第6期東京都障害福祉計画及び児童福祉法に基づく第2期東京都障害児福祉計画を一体的に策定した。

東京都障害者計画は、「全ての都民が共に暮らす共生社会」、「障害者が地域で安心して暮らせる社会」、「障害者がいきいきと働ける社会」の実現を基本理念とし、令和5年度に達成すべき施策目標・事業目標と、都が取り組むべき施策展開を明らかにしている。また、第6期東京都障害福祉計画及び第2期東京都障害児福祉計画では、令和5年度までの各年度における障害福祉サービス等の必要見込量や、地域生活移行等の数値目標を掲げている。

令和6年度からの新たな計画の策定に当たっては、これまでの達成状況と課題を点検しつつ、国の施策の動向等も見据え、障害のある人もない人もお互いに尊重しあい、より一層、障害者が地域において自立して生活できるよう、サービス基盤や支援策のあり方、他の個別分野を含む障害者施策の総合的な展開について検討する必要がある。また、障害児の支援についても、障害児及びその保護者が身近な地域で安心して生活していくことができるよう、障害特性や成長段階に応じた適切な支援の提供等、社会で生きる力を高める支援の充実について検討する必要がある。

本協議会においては、上記を踏まえ、新たな東京都障害者計画、第7期東京都障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の基本的方向を明らかにするため、下記の事項について調査審議する。

### 記

障害者・障害児の地域における自立生活の更なる推進に向けた東京都の障害者・障害児施策のあり方について

